平成２５年度　第２回鶴岡市温海地域地区公民館運営審議会（会議概要）

○　日　　時　　平成 25 年 11 月 13 日（水）　　午後 1 時 30 分から
○　会　　場　　鶴岡市温海ふれあいセンター　２階会議室
○　次　　第　(1) 温海地域の地区公民館の方向性について
　　　　　　　(2) その他
○　出席委員
　遠見良一委員、本間勝彦委員、榎本五郎治委員、伊藤喜一委員、遠田茂昌委員、五十嵐善幸委員、五十嵐光男委員、佐藤美代子委員、五十嵐幸男委員、本間英機委員
○　欠席委員
　瀬尾治委員、斎藤徹委員、伊藤貢委員、難波貢委員
○　市側出席職員
　石塚主幹、檜山主査、佐藤（智）冠専門員、本間（仁）専門員、松浦主任、藤原主任
○　公開・非公開の別　　公開
○　傍聴者の人数　　　　なし
○　資料及び欠席者の確認　　社会教育課　社会教育主査　檜山厚史

市民憲章唱和

１　開　　会　（檜山社会教育主査）
２　あいさつ　（委員長）本間英機　（温海公民館長）石塚みさ
３　報　　告　（説明　佐藤（智）冠専門員）
４　協　　議　**座長：本間英機委員長**
　(1) 温海地域の地区公民館の方向性について（説明　檜山社会教育主査）
　　資料１：温海地域コミュニティのあり方について
　　資料２：鶴岡市地域コミュニティ基本方針の概要と温海地域の方向性について
　　資料３：鶴岡市地域コミュニティ基本方針の概要について（参考資料）

【委員長】

これまで、何回か話合われてきたわけだが最初に地区公民館の廃止の件について、みなさんからご意見等伺いたい。

【委員】

昔は世帯数や人口も多く、活発に地区公民館事業が行われていた時代があったが、現在は人口や世帯数も減っており、そういった現状においても地区公民館を設置する必要があるのか。

また、法律的に地区公民館を設置しなければならないのか？

【温海公民館長】

地区公民館を設置しているのは市町村であるが、現在の鶴岡市の方針としては、公民館事業のみならず、福祉や防災を含めた体制を作り活動を展開していくという考え方である。

地区公民館については、法律上設置する義務はない。

【委員】

地区主事がふれあいセンターに常駐しているが、各地区公民館に例えば１週間に１回とか派遣することは可能なのか？以前は実施していた経過があるがどうか？

【温海公民館長】

詳細については未定であるが、以前は地区公民館主事が地区公民館に常駐していた経過があったことは聞いている。ただし、地区公民館に常駐するよりもふれあいセンターに勤務した方がよりよいということになり、現在に至っている。

ただし、行事や会議等あれば各地区に出向いており相談業務等も行っている。

【委員長】

以前は地域住民とのコミュニケーションを図ることを目的に第１地区の場合、山五十川公民館に地区公民館主事を派遣していたが、事務スペースの問題や事務効率等の観点から合理的ではないと判断し、短期間で引き上げた経過はある。

【温海公民館長】

そういう経過があったことは聞いている。もし、地区主事派遣の必要性があれば検討していかなければならないが、現在のところ地区主事を常駐する考えはない。

【副委員長】

地区公民館の廃止は平成２６年度からか。自治公民館等の規約改正は伴うのか。看板の変更もしなければならないのか？

【温海公民館長】

各自治公民館については今までどおりであり、規約や看板の変更は伴わない。

【主査】

ここでご承認いただければ、条例は来年の 3 月３１日に廃止し、新しい規約で運用していく予定である。

【委員】

地区公民館廃止後の名称については、鶴岡市温海第〇自治会という名称でいいのではないか。

【委員長】

名称の件については、後ほどご意見を伺いたい。

【委員】

この案件については、地区公民館という名称がなくなるだけで、事業内容等何ら変わるわけではなく今までどおりで、特に支障がないので賛成である。

【委員長】
先進事例で藤島地域があるが、その事例について事務局より説明をお願いしたい。

【主査】
藤島地域では、コミュニティ基本方針に基づき各地区で１０月に自治振興会という準備委員会を立ち上げ設立総会を行い、準備を進めている状況である。
これからの予定としては3月に条例廃止し、4月から新しい組織で活動する予定である。

【委員】
長い間、地区公民館というイメージがありなぜ、○○振興会とか○○自治会とかという名称という流れになったかについては心情的にしっくり来ない部分もあるが、活動内容等については、現在の地区公民館事業と何ら変わらないとのことだったので、この方向性で進めてもらって構わないと思う。

【委員】
事業内容等、地区公民館を廃止しても今までどおりの内容であれば、賛成である。

【委員長】
温海地域の地区公民館の方向性については、原案通り賛成ということでよろしいか。

全員賛成

【主査】
（仮称）温海第○地区自治会規約（案）について説明

【委員長】
名称についてはどうか。

【委員】
名称については、原案通りではいいのではないか。
それから、第８条に予算・決算のことや監査委員の設置が記載されており、従来の地区公民館予算は教育費から捻出されていたわけだが、今後の地区自治会の活動予算は交付金対象になるのか？それとも違った形で予算化されるのか？

【温海公民館長】
現在地区公民館事業に対しては、補助金という形で交付している。昔は委託料で交付していた時代もあった。

【主査】
現在は教育費から補助金が交付されているが、4月からはコミュニティ推進課管理の予算（総務費）となる予定である。

【委員】

藤島の渡前地区は自治振興会となっているが、その地区毎で名称が変わってもいいのか？
鶴岡市で統一しなくてもよいのか。

【主査】

名称については仮称としているので、地域毎に決めていくものと思われる。

【温海公民館長】

渡前地区については振興会が先日結成され、藤島地域では、自治振興会という名称で行くことで決定している。羽黒・朝日地域については、準備委員会の段階で正式な名称は決定していないが、案としては自治振興会という運びになっている。

自治振興会という名称で鶴岡地域の多くが現在、コミュニティセンターを指定管理しているが、中には、○○自治会・○○地区自治会等、若干違う名称になっている地区もあるので、名称については、必ずこういう名称にしなければならないという決まりはない。

【委員】

第２条の目的及び第３条の事業の部分についてだが､事務局の提案だと防災の説明があったが、規約案の第２条及び第３条には防災の文言がないようだが？

【主査】

防災に関しては、地域づくりの文言に含んでいるものとして提案させていただいているが、みなさんからもご意見等いただければと思っている。参考までに藤島地域渡前地区には、自主防災に関することが明文化されている。

【委員】

市のコミュニティー基本方針の方向性の中にも防災の記載もあることから、規約にも防災という文言を入れた方がいいのではないか。

【温海公民館長】

昨日の自治会長会でもそのような話あったので、第２条の地域づくりという文言を「防災・福祉等地域づくり事業」にし、福祉の向上の文言を「目的達成に必要なこと」に訂正することでどうか。第３条の３、４項についてもそれに合わせて訂正する。

【委員長】

今、いろいろ意見が出されたが、規約については第２条、第３条を一部訂正することで原案通り賛成することでよろしいか。

全員賛成

（２）その他

●今後の温海地域のスポーツ施設を含む温海公民館（温海ふれあいセンター）と温海地域の地域活動・事業のあり方について（案）（説明　石塚温海公民館長）

温海公民館（温海ふれあいセンター）も地区公民館の位置づけとなっていることから、温海公民館の施設管理運営のあり方についても見直し検討をしていきたいと考えている。

温海公民館の施設管理運営のほか、委託可能な事業、業務は指定管理者制度を導入していきたいと考えているので、今後、地域内で検討委員会を設け協議していく方向でいる。

来年度中に検討していきたい。例えば、27 年度に新しい組織で運営となると、平成 26 年 9 月あたりまでに結論を出さなければならないと考えている。

この件の協議は、公民館運営審議会ではなく検討委員会を立ち上げて進めていきたい。検討委員としては温海地域地区公民館運営審議会のメンバーが最も適任ではないかと考えている。後ほど、委員のみなさんに正式にお願いしたいと考えているので、よろしくお願いしたい。

６　閉会　副委員長（榎本五郎治氏）